

答 申 第 9 9 号
令和6年6月26日

青森県病院事業管理者 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 森 雄 亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和5年12月12日付け青病第841号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

第5回共同経営・統合新病院整備調整会議の会議資料ならびに会議録についての一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県病院事業管理者（以下「実施機関」という。）は、一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、別表の「不開示部分」欄に掲げる部分を除いた部分を開示することが妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 5 年 9 月 14 日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月 青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、「第 5 回共同経営・統合新病院整備調整会議の会議資料ならびに会議録」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として別紙 1 の本件対象文書を特定した上で、その一部が条例第 7 条第 1 号又は第 5 号に該当するとして、令和 5 年 9 月 27 日、行政文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、令和 5 年 11 月 13 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、不開示とした箇所について開示するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書等によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 処分庁が不開示理由とした「条例第7条第1号」についての検討

(対象文書：別紙1の(2)及び(9))

(ア) 条例第7条第1号は個人情報に係る規定である。しかし、条例の解釈・運用基準によれば、個人識別情報であっても、第1号のイにおいては当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれているのであれば、「公にされている情報」として、当該条項に不該当であると説明されている。

(イ) この点、第4回共同経営・統合新病院整備調整会議出席者名簿は処分庁のホームページに公開されている。公開されている氏名と同じ氏名であれば、もとより不開示とする根拠に欠ける。そして、同じ特定会社の職員でありながら一方では公開していながら、他方では非公開というのはどのような根拠によるものか、理由を明示しなければ整合性がないことになる。したがって、本件不開示情報が条例が予定した不開示情報に該当するというのであれば、ホームページに公開している例と本件不開示情報の取扱いは明確に異なることについて処分庁は立証しなければならないことになる。そうでなければ、処分庁の対応には一貫性がなく、不開示とする論拠に欠けると言わざるを得ず、失当というほかない。

イ 処分庁が不開示理由とした条例第7条第5号についての検討

(ア) 処分庁がいう不開示理由該当性について、「不当に」並びに「おそれ」について、例えば、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性の存在について立証されなければならないこととなる。「不当に」についても同様である。しかし、処分庁は、漠然と「不当」性や「おそれ」を述べるばかりである。

(イ) 本件不開示情報を含む情報は、青森県並びに青森市の医療体制を方向付けていくものと思慮されるところ、県民並びに県内医療機関にとっては極めて関心の高い情報であることからすれば、本件計画策定に当たって県民、医療関係者が様々な意見をもつことは当然である。しかし、県民、医療関係者が様々な意見を持ち、意見を述べることと条例第7条第5号がいう「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」が存在するということとは別議である。そうでなければ条例第1条に明記した条例の目的が達成できないこととなりかねない。

(ウ) 登記所統廃合計画に係る事案での答申の例は、「そもそも、不確定な本件統

廃合計画に対し、国民が、どのように考え、反対運動等をするかどうかを含め、どのような行動をとるかは、それぞれの自由な意思に基づき、それぞれの責任において合理的に判断し、決定されるべきものであって、本件統廃合計画を不開示としなければ保護することができないような重大な混乱に至るものとは考え難く、これをもって、法5条5号に規定する「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」があると認めることはできない。」としたうえで、「本件統廃合計画が公にされた場合、これに対する反対運動や陳情活動等が増加することが予想され、着手に至っていない案件については、いまだ内部的に確定した意思決定がされておらず、将来における見直しもあり得ることから、この段階において、法務省が国民に納得の得られる十分な対応をするには、相当な時間や人員を要することなど、困難な状況が生じることは否定できない。

しかしながら、このような反対運動等は、国民としての正当な権利に基づくものであって、それへの対応のために物理的な負担等が増大することは、当該事務の性質上、やむを得ない面があると言うべきである。

そして、このような反対運動等がこれまで頻発した原因の一つとして、不確定な段階における統廃合計画の全体像が明らかにされないまま、個々の案件ごとに内部的な意思決定が確定した段階で始めて個別の計画が提示され、それに対する協力が求められてきたという従来の統廃合の実施手続に対し、国民が不満を募らせていたということも考えられないわけではない。そうすると、本件統廃合計画をすべて開示した場合には、一時的には、計画の実施に遅滞が生じることも予想されないわけではないが、開示を契機に十分な議論が尽されることによって、むしろ、国民の真の理解に基づく適正配置事務の遂行が期待できるものと思われ、このことが、法の目的とする政府の説明責任を全うし、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することになるものと考えられる。」と説示している。ましてや、条例の目的には「県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に寄与すること」が謳われ、そのことが、とりもなおさず条例の最終目的であり、「情報公開制度を通じて、県が保有する情報が広く公開されることにより、県民一人ひとりがこれを検証し、吟味することが可能となるものであり、これにより、県民の的確な理解と批判に支えられた、県民参加による公正で民主的な県政運営に資することとなるもの」とすれば、処分庁による不開示理由は漠然とした杞憂を列挙しているものと言わざるを得ない。

- (エ) 日本銀行政策委員会の議事録の公開をめぐる異議申立てに係る答申では、
「日本銀行の委員等は、そもそも高い見識を有し、独立して判断すべき立場にあるというのみならず、何よりもまず我が国の金融政策の決定という重要な責務を負って、金融政策決定会合において議論を尽くすものであることにかんがみると、仮に将来、「相当期間」の変更について議論を行う場合にあっても、委員等の率直な意見交換が損なわれるとは考え難い。」として不開示情報には当たらないとした。

(オ) 「共同経営・統合新病院整備調整会議設置要綱」によれば、共同経営・統合新病院整備調整会議（以下「調整会議」という。）は「「県立中央病院と青森市民病院とのあり方に関する基本方針」に基づき、青森県と青森市による共同経営・統合新病院（以下「新病院」という。）の整備に向けた調整を行う」ために設置された会議であり（第1条）、その調整する事項は、「(1)新病院の整備に係る基本構想・計画案に関すること。」、「(2)その他新病院の整備に関し必要な事項に関すること。」の2点にあり（第2条）、その調整会議構成員は第3条第1項別表に掲げる者らである。

調整会議構成員は実施機関、青森市保健部長を始め、各病院長を含む県と青森市の医療行政を司る責任者等によって構成されている。そうすると、そもそも県内と青森市の医療行政、医療事情について高い見識を有し、独自の判断基準・能力を持ち合わせている方々であり、何よりもわが県と青森市の医療政策を決定するという重要で崇高な責務を負って調整会議で議論を尽くすであろうことに鑑みれば、調整会議内容が例え公開されたとしても率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれは皆無であろうことは容易に推認されるところである。

(カ) ところで、処分庁が一部開示とした別紙1の(6)について検討すると、処分庁は「優先検討項目」と「基本構想・計画の策定までのスケジュール」についてそれぞれ理由を付しているが、不開示部分のどこを指してそれぞれ理由を述べているのか不明である。

(キ) また、別紙1の(7)について、その不開示理由は個人識別情報該当ではなく、「不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるものに該当（条例第7条第5号）」としている。そしてその根拠は、本件開示請求時点（9月14日）においては未確定な状態であり、その後変更になる可能性もあることから、本件不開示情報を開示することにより確定後のメンバーであるとの誤解や憶測などを県民等に対して招きかねず、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるとする。しかし、本件不開示情報が確定情報であるという誤解をもって見られたとして、どのような混乱等が起こるというのか不明である。

(ク) 別紙1の(8)について処分庁は条例第7条第5号該当としながらも、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものに該当」、「不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるものに該当」と2つの理由を述べるが、どの不開示情報がどの不開示理由に該当し不開示としたのか不明である。

しかし、これら不開示情報が開示されたからといって、どのように処分庁がいうように、意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせる「おそれ」があるというのであろうか不明である。

(ケ) 別紙1の(2)中、「特定会社」の職員氏名が個人識別情報で条例第7条第1号該当だと主張している。氏名であれば、確かに個人識別情報に該当することは明らかではあるが、青森県立中央病院のホームページに公開されている第4回調整会議出席者名簿では、同社の3人の社員名が公開されているが、この事実との整合性をどのように説明するのであろうか。整合性、一貫性がない対応

は極めて恣意的であり処分庁による職権の濫用とも疑われる。

(2) 反論書

ア 特定会社職員名を不開示としたことについて、第5回調整会議は非公開で開催したため、第4回調整会議とは対応が異なると主張する。しかし、会議そのものが非公開であることをもって、開示請求に対しても当然のごとく不開示とすることは失当である。

要は、①ホームページに公開されている氏名と同じ氏名であれば、もとより不開示とする根拠に欠けること、②同じ特定会社の職員でありながら一方では公開していながら、他方では非公開というのはいかなるような根拠によるものか、理由を明示しなければ整合性がないことになる。したがって、本件不開示情報が条例が予定した不開示情報に該当するというのであれば、ホームページに公開している例と本件不開示情報の取扱いは明確に異なることについて処分庁は立証しなければならないことの2点について論述した。

処分庁による弁明書では、①について「職員の氏名が、同一であることを証明する資料はない。」と主張し、②については条例「第7条第1号の「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。」とだけ述べる。そうであれば、第4回調整会議に出席した特定会社の職員名は公開したことについての判断基準について処分庁は明示しなければならない。単に第5回調整会議が非公開だということだけでは論拠に欠けるといわざるを得ず、憲法第57条第2項、国会法第63条は国会が秘密会を開いた場合においても、その会議録のうち特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公開すべき旨を規定しており、このことから会議の非公開が当然にその会議録の非公開を帰結するものでないことが窺われることによっても明らかである。ましてや、審査請求人の主張に対して「職員の氏名が、同一であることを証明する資料はない。」との主張はまさに正鵠を欠くものである。

イ 調整会議は「共同経営・統合新病院整備調整会議設置要綱」に基づき設置され、開催されているものである。したがって、既に述べたとおり、調整会議は任意に設置されたものではなく県立中央病院と青森市民病院の2つの機関にまたがる、謂わば附属機関としての役割をもつ、或いはそれら附属機関と同等の位置づけで設置されて運用されているものであることが窺えるのであるから、そのような位置づけの会議に出席している構成員については慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報として運用され、第4回調整会議の同社出席者名も公開されてきたものと解される。したがって、第5回の調整会議におけるそれら不開示情報が公開されることによってそれら個人の権利利益にどのような侵害のおそれがあるのかについて処分庁においてはきちんと釈明されたい。仮に釈明できないのであれば、第5回調整会議出席者の一部だけを特定して不開示とするのは処分庁による職権の濫用というほかない。

ウ 処分庁は単に条例第7条第5号に該当し、開示しないとした理由は、令和5年9月27日付け行政文書一部開示決定通知書に記載のとおりであるとだけ弁明する。

審査請求人は、本件不開示情報が同通知書記載の不開示理由に本来条例が予定した不開示理由に該当しないと判断したことから本件審査請求を提起したのであるところ、処分庁は極めて漠然とした主張を繰り返すばかりである。何ら具体的な弁明を行わないのであるから、処分庁による係る弁明・処分は失当であり、本件処分には合理的な理由がないものといわざるを得ず、速やかに取り消されるべきである。

エ 弁明書によれば、「調整会議のスケジュールは表の「回次（時期）」の縦の列に記載され、優先検討項目はそれ以外の部分に記載され」とおり、「表中のそれぞれの枠の中の文章等を不開示処理するという方法では、枠の数から共同経営・統合新病院整備調整会議の回次及び優先検討項目の内容等が明らかになることから、一部開示決定通知書のと通りの不開示処理」としたという。

これらの主張のうち、「枠の数から共同経営・統合新病院整備調整会議の回次及び優先検討項目の内容等が明らかになる」との主張について検討すると、枠の数からどのように「優先検討項目の内容等が明らかになる」のか、全く不明である。

オ 部分開示について規定した条例第8条第1項柱書は、「不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と定めている。畢竟、条例の目的を可能な限り実現するために、請求の対象とされた文書の中に開示されるべき情報を記載した部分と不開示とされるべき情報を記載した部分とが混在している場合に、後者が容易に区分し得る限りにおいて、これを除いた他の部分を全面的に開示しなければならないこととしたのが所謂部分開示規定である。

このような立法趣旨に照らすとき、これらの規定が、記載された情報それ自体は不開示情報に該当しないことが明確であるにもかかわらず、「枠の数から…（中略）…内容等が明らかになる」という、一体としての情報の部分を構成するにすぎないことを理由に、全体を不開示とするという解釈・運用は、およそ条例の趣旨に反するもので、論理的根拠のないものといわざるを得ない。

カ なお、本件審査請求の類似の事例に対する令和5年1月5日付け青森県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）答申第95号において審査会は「策定項目のうち、どの項目を優先して検討すべきかについて様々な意見が出されることは、通常、想定されるものであることから、公にすることにより意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められ」と付言していることから、処分庁による主張には合理的理由がないものといわざるを得ない。

キ 別紙1の(8)について

(ア) 処分庁は単に、「不開示情報は、いずれも条例第7条第5号の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの及び不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるものに該当するものである。」と極めて抽象的な主張を述べるばかりである。

審査請求人が「どの不開示情報がどの不開示理由に該当し不開示としたのか不明」としたのは、処分庁が不開示理由とした条例第7条第5号の条文のうち、①どの不開示情報が「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものに該当」し、②どの情報が「不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるものに該当」するのか不明だと主張したのであるが、処分庁は請求人の問いを理解できなかったのであろうか、極めて不誠実な対応といわざるを得ない。

(イ) この点、前出の審査会答申は、「策定項目に対して様々な意見が出されることは、通常、想定されるものであるから、公にすることにより意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められ」ないなどと付言している。

(ウ) 以上によれば、本件不開示情報が条例が本来予定した不開示情報に該当するということはできないと解すべきで、処分庁による主張には合理的理由がないというべきである。

(3) 意見書

ア 処分庁は別紙1の(7)に係る「開示しない理由」中、「該当する理由」において本件「開示請求時点においては、本件見直しにより検討体制についてどのような見直しが行われるかについては未確定な状態」とし、「「1.総合的に意見をいただく外部有識者」の項目の外部有識者は、本件見直しが行われる以前の検討体制において、意見聴取を行う外部有識者等（以下「見直し前の外部有識者等」という。）であるが、本件見直しにより見直し前の外部有識者等について、メンバーが変更になるのかどうかは未確定」であるとしている。そして、「見直し前の外部有識者等が本件見直しにより見直しが行われた後の検討体制において意見聴取を行う外部有識者等であるとの誤解や憶測などを県民に対して招くおそれがある」と述べる。

イ ところで、「第2回共同経営・統合新病院整備調整会議開催概要」によれば、「5 議事概要」中、「議題(3)外部有識者の選定等について（分野整理）」の項には「原案どおり承認されました。人選その他については、議長一任とし、決まり次第調整会議の構成員に報告することとしました。」（下線は本件請求人による。）と記載されている。そうすると、外部有識者の選定については、その後の調整会議において検討される議案となるものではなく、社会通念上は報告事項として取り扱われ、調整会議構成員には報告すれば足りるものと解される。畢竟、「議長一任」により、議長並びに事務局職員らによって対象者が調整され、それ

ら対象者に打診し、了承を得、事実上決定事項としてその後の調整会議に報告されることになるところ、処分庁がいうように「本件見直しにより見直し前の外部有識者等について、メンバーが変更になるのかどうかは未確定」という事態は想定し得ない。

ウ また、本件不開示情報は県と市、県病と市民病院とによって策定された「共同経営・統合新病院整備調整会議設置要綱」に基づき委任される「総合的に意見をいただく外部有識者」及び「個別事項について意見をいただく有識者」に係る個人情報である。そして、個人に関する情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害へのおそれは、個人によっても異なり、また、利用目的、処理方法によっても異なりうる相対的なものである。こうした事情を考慮すると、これら不開示情報の個人は純然たる私的立場にすぎないことを示すものとはいいがたく、本件個人が本件職位に就くことは、実態として公的色彩の極めて強いものというべきである。しかるにこれら情報を公開しないことによって、住民の視点ないし公的な観点からみた場合には、選定された「有識者」等が当該事業にとって相応しい人選であると賛同を得ることは極めて困難であると思料され、また、かかる職位に就いた者が自身が公開する経歴等に「〇〇検討委員」「〇〇の策定に従事」などの記載をすることもまま見られるのであるから、公開することの利益と不開示とすることによる利益を比較考量すると不開示とすることによる利益は極めて些少にすぎないものといわざるを得ず、また公開されることによって個人の利益が侵害される蓋然性も無視できる程度のものであろうことは容易に想定されるものである。

エ 以上によれば、本件不開示情報は条例第7条第1号の趣旨、即ち「このような情報であっても、個人の権利利益を侵害せず不開示とする必要のないもの」に該当し、条例が予定した不開示情報には該当しないというべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明書

(1) 第4回調整会議は有識者からの意見聴取であったことから公開で開催し、第5回調整会議は非公開で開催したため、対応が異なるものである。

また、第5回調整会議の出席者名簿に記載され不開示としている特定会社の職員の氏名と、第4回調整会議の出席者名簿に記載され公開している特定会社の職員の氏名が、同一であることを証明する資料はない。

特定会社の職員の氏名は条例第7条第1号の「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。

(2) 条例第7条第5号に該当し、開示しないとした理由は、令和5年9月27日付け行政文書一部開示決定通知書に記載（別紙2）のとおりである。

(3) 調整会議のスケジュールは表の「回次(時期)」の縦の列に記載され、優先検討項目はそれ以外の部分に記載されている。

表中のそれぞれの枠の中の文章等を不開示処理するという方法では、枠の数から共同経営・統合新病院整備調整会議の回次及び優先検討項目の内容等が明らかになることから、同通知書のとおり不開示処理としているものである。

(4) 別紙1の(8)について、不開示情報は、いずれも条例第7条第5号の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの及び不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるものに該当するものである。

2 当審査会からの質問事項について説明した書面

(1) 本件処分を行った時点においては、実施機関が令和5年3月30日付けで審査会に諮問を行った同年2月3日付け行政文書一部開示決定処分に対する審査請求に係る事案についての答申が審査会から示されていなかったため、条例第7条第5号に該当することを不開示理由としていたが、同答申の付言を踏まえれば、同号に該当する「おそれ」はないと考える。

(2) 別紙1の(7)の不開示部分について、別表の2のとおり不開示理由を追加することとしたい。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 条例第7条第5号該当性

(1) 条例第7条第5号の趣旨について

ア 条例第7条第5号は、不開示情報として、県の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを規定している。

イ この趣旨は、「県の有するその諸活動を県民に説明する責務」及び「公正で民主的な県政の推進」の観点からすれば、県の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議といった県の意思決定等に関わる情報は、できる限り公にされることが望まれるが、これらの情報の中には、時期尚早な段階で公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれたり、未成熟な情報が確定情報と誤認され県民の間に混乱を生じさせたり、投機等により特定の者に利益を与えたり不利益を及ぼすものがあることから、このような情報については、不開示とするというものである。

ウ そして、「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県の機関等が意思決定に至るまでの過程においてなされる様々な審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいうものである。

エ また、「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のもを意味するものであり、予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断されるものである。

(2) 条例第7条第5号該当性について

実施機関は、当審査会からの質問事項について説明した書面において、本件処分を行った時点においては、実施機関が令和5年3月30日付けで当審査会に諮問を行った同年2月3日付け行政文書一部開示決定処分に対する審査請求に係る事案についての答申が当審査会から示されていないため、条例第7条第5号に該当することを不開示理由としていたが、同答申の付言を踏まえれば、同号に該当する「おそれ」はないと考える旨回答している。

このことをおいても、実施機関が条例第7条第5号に該当するとして不開示とした部分については、これを公にしても、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそ

れがあるとは認められず、また、公にすることにより県民等の誤解や憶測を招き、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められず、さらに、当該部分には、投機等を招く具体的な内容が記載されていないことから、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるとも認められない。

3 条例第7条第1号該当性

(1) 条例第7条第1号の趣旨について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定し、これらの情報については、原則として不開示とすることとし、同号ただし書により、慣行として公にすることが予定されている情報等について、同号の不開示情報から除くこととしている。

(2) 条例第7条第1号該当性について

ア 特定会社の職員の氏名について

(ア) 実施機関は、本件処分において、別表の1のとおり、別紙1の(2)及び(9)の行政文書に記載されている特定会社の職員の氏名を条例第7条第1号に該当するとして不開示としている。

(イ) このことについて、審査請求人は、第4回調整会議の出席者名簿が実施機関のホームページで公開されており、特定会社の職員の氏名がこの名簿に記載されているとしている。

審査請求人のこの主張は、本件処分で実施機関が不開示とした特定会社の職員の氏名が同号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとの趣旨であると解されるところ、実施機関は、当該氏名が同号ただし書イに該当しない旨主張している。

(ウ) この点、第4回調整会議の出席者名簿が実施機関のホームページに掲載されていることをもって第5回調整会議に出席した特定会社の職員の氏名についてまで「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるということはできず、実施機関が不開示とした特定会社の職員の氏名は、同号ただし書イに該当する情報であるとはいえないことから、実施機関が当該氏名を同号に該当するとして不開示としたことは妥当である。

イ 外部有識者の「役職」及び「氏名」について

実施機関は、当審査会からの質問事項について説明した書面において、別表の2のとおり、別紙1の(7)の行政文書のうち、本件処分において条例第7条第5号に該当するとして不開示とした「役職」及び「氏名」について、不開示理由を追加し条例第7条第1号に該当する旨回答している。

そこで、当審査会が別紙1の(7)の行政文書を見分したところ、当該文書は調整会議に出席する外部有識者を記載した文書であり、各外部有識者は「役職」及び「氏名」をもって特定・列挙されていることから、当該部分は同号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、同号ただし書イないしハに該当する事情があるとは認められない。

なお、実施機関が不開示とした「役職」及び「氏名」について、審査請求人は、公にしても個人の権利利益を侵害せず不開示とする必要のないものに該当する旨主張するが、特定の個人を識別することができるものは、同号ただし書イないしハのいずれかに該当しない限り不開示となるものであるところ、前述のとおり、同号ただし書イないしハに該当する事情があるとは認められない。

4 結論

以上のとおりであり、実施機関は、本件処分で不開示とした部分のうち、別表の「不開示部分」欄に掲げる部分を除いた部分を開示すべきである。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別紙1（本件対象文書）

- (1) 「第5回共同経営・統合新病院整備調整会議 次第」
- (2) 「第5回共同経営・統合新病院整備調整会議 出席者名簿」
- (3) 「第5回共同経営・統合新病院整備調整会議 席図」
- (4) 「資料1 第4回共同経営・統合新病院整備調整会議（発言要旨）」
- (5) 「資料1 （参考資料）青森県と青森市による共同経営・統合新病院検討対象地に係る現況等について」
- (6) 「資料2 共同経営・統合新病院整備調整会議の進め方（案）について」
- (7) 「資料3 共同経営・統合新病院整備調整会議の外部有識者について」
- (8) 「資料4 診療機能等の検討について【今後のスケジュール（案）】」
- (9) 「第5回共同経営・統合新病院整備調整会議 開催概要」

別紙 2

本件対象文書	不開示部分	不開示理由	該当する理由
別紙1(6)「資料2 共同経営・統合新病院整備調整会議の進め方(案)について」	表中「回次(時期)」の欄及び「第5回(1/13)」の欄以外の部分(優先検討項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものに該当(条例第7条第5号) ・不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるものに該当(条例第7条第5号) ・特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるものに該当(条例第7条第5号) 	<p>共同経営・統合新病院の基本構想・計画の策定項目については、県と青森市の共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項で示した経営形態、病床規模、整備場所、救急医療体制及び新興感染症対策等のほか様々な項目があり、また、一方の検討項目を優先して検討することで他方の検討項目の検討が進められるなど、相互に関連する項目も想定されているところである。</p> <p>当該不開示部分には、優先して検討を行う具体的な項目が記載されているものであるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種検討項目のうち、どの検討項目を優先して検討が進められるのかどうかは県民や医療関係者等の重大な関心事であり、当該事項を重要な事項と捉える者や項目間の検討の進め方に異論を持つ者等から意見が出されることが想定され、それにより議論に影響が生じるなど、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものに該当し、 ・当該優先検討項目が尚早な時期に公にされることにより、仮に、事情変更等により、優先検討項目に変更が生じた場合には、統合新病院の整備に関し県民等にいたずらに不安や心配等を感じさせてしまう事態を招くこととなり、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるものに該当し、 ・当該優先検討項目が尚早な時期に公にされることにより、当該優先検討項目に関連する事業展開において当該情報を得た者又は得ていない者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるものに該当するものである。
	表中「回次(時期)」の欄及び「第5回(1/13)」の欄以外の部分(共同経営・統合新病院整備調整会議の基本構想・計画の策定までのスケジュール)	<ul style="list-style-type: none"> ・不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるものに該当(条例第7条第5号) 	<p>開示しない部分には、いずれの回次の調整会議及びいずれの時期において、いつ、どのような段取りで共同経営・統合新病院の基本構想・計画が策定されていくのかというスケジュールが記載されており、これらの事項を開示することにより、当該スケジュールどおりに決定がされていくとの誤解や憶測を招き、仮に、事情変更等により、当該スケジュールに変更が生じた場合には、統合新病院の整備に関し県民等にいたずらに不安や心配等を感じさせてしまう事態を招くこととなり、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるものである。</p>
別紙1(7)「資料3 共同経営・統合新病院整備調整会議の外部有識者について」	「1. 総合的に意見をいただく外部有識者」の項目の表中のそれぞれの外部有識者の役職及び氏名の部分並びに「2. 個別事項について意見をいただく外部有識者」の項目の外部有識者	<ul style="list-style-type: none"> ・不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるものに該当(条例第7条第5号) 	<p>令和5年9月3日から同月5日までの新聞報道等において、共同経営・統合新病院に係る基本構想・計画の策定に向けた検討を行う体制(以下「検討体制」という。)について見直し(以下「本件見直し」という。)を行うことが示されているところであるが、本件開示請求は同月14日付けで行われており、同日時点においては、本件見直しにより検討体制についてどのような見直しが行われるかについては未確定な状態である。</p> <p>「1. 総合的に意見をいただく外部有識者」の項目の外部有識者及び「2. 個別事項について意見をいただく外部有識者」の項目の外部有識者は、本件見直しが行われる以前の検討体制において、意見聴取を行う外部有識者等(以下「見直し前の外部有識者等」という。)であるが、本件見直しにより見直し前の外部有識者等について、メンバーが変更になるのかどうかは未確定である。</p> <p>開示しない部分を開示することによって、見直し前の外部有識者等が本件見直しにより見直しが行われた後の検討体制において意見聴取を行う外部有識者等であるとの誤解や憶測などを県民等に対して招くおそれがあることから、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるものに該当するものである。</p>

本件対象文書	不開示部分	不開示理由	該当する理由
別紙1(8)「資料4 診療機能等の検討について【今後のスケジュール(案)】」	診療機能等の検討を進めていく時期及びそれぞれの時期において行う検討の実施方法	・意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものに該当(条例第7条第5号)	<p>県と青森市との共同経営による統合新病院が、どのような診療を行うのかについては、県民等の重大な関心事であり、県民生活等に大きく影響する可能性が高いものであり、診療機能等の検討内容は、これを具体的に示すものである。</p> <p>診療機能等の検討の内容は未確定の段階にある情報であり、このような情報を開示して公にすることにより、県民、議会、医療関係者等から様々な意見が出されることが想定され、診療機能等の検討内容について変更等の検討を要することとなるといった事態が生じるなど、実施機関の判断に影響を与えるおそれがあるものであることから、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものに該当するものである。</p>
		・不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるものに該当(条例第7条第5号)	<p>県と青森市との共同経営による統合新病院が、どのような診療を行うのかについては、県民等の重大な関心事であり、県民生活等に大きく影響する可能性が高いものであり、診療機能等の検討内容は、これを具体的に示すものである。</p> <p>診療機能等の検討内容については、スケジュール案も含め協議中の段階にある未成熟な情報であり、最終的に示される「共同経営・統合新病院の基本構想・計画」が確定されるまでに内容の変更が生じた場合には、診療機能等の検討内容から県民等が想定した統合新病院と、「共同経営・統合新病院の基本構想・計画」に基づいて整備される統合新病院との間に乖離が生じることとなり、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるものである。</p>

別表

1 別紙1の(2)「第5回共同経営・統合新病院整備調整会議 出席者名簿」及び(9)「第5回共同経営・統合新病院整備調整会議 開催概要」の不開示部分及び不開示理由

不開示部分	不開示理由
特定会社の職員の氏名	個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

2 別紙1(7)「資料3 共同経営・統合新病院整備調整会議の外部有識者について」の不開示部分に追加する不開示理由

不開示部分	「役職」の列	「氏名」の列	不開示理由
表中の「区分」の列の上から2行目の「大学関係者」の行	「大学」の左の部分及び右の部分	本件処分において不開示とした部分（以下「不開示部分」という。）	個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものに該当する。（条例第7条第1号本文（同号ただし書きからハまでの規定に該当しない。））
表中の「区分」の列の上から3行目の「大学関係者」の行	「大学」の左の部分及び右の部分	不開示部分	同上
表中の「区分」の列の上から4行目の「医療関係者」の行	不開示部分	不開示部分	同上
表中の「区分」の列の上から5行目の「医療関係者」の行	不開示部分	不開示部分	同上
表中の「区分」の列の上から6行目の「医療関係者」の行	不開示部分	不開示部分	同上
表中の「区分」の列の上から7行目の「医療関係者」の行	不開示部分	不開示部分	同上
表中の「区分」の列の上から8行目の「患者代表」の行	不開示部分	不開示部分	同上
表中の「区分」の列の上から9行目の「患者代表」の行	不開示部分	不開示部分	同上
表中の「区分」の列の上から10行目の「住民代表」の行	不開示部分	不開示部分	同上

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和5年12月15日	・実施機関からの諮問書を受理した。
令和5年12月27日	・実施機関からの弁明書を受理した。
令和6年1月26日	・審査請求人からの反論書を受理した。
令和6年2月22日 (第155回審査会)	・審査を行った。
令和6年3月27日 (第156回審査会)	・審査を行った。
令和6年4月4日	・実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和6年4月22日	・実施機関からの書面を受理した。
令和6年4月26日 (第157回審査会)	・審査を行った。
令和6年5月7日	・審査請求人からの意見書を受理した。
令和6年5月31日 (第158回審査会)	・審査を行った。
令和6年6月21日 (第159回審査会)	・審査を行った。

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
金子 輝雄	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
渋田 美羽	国立大学法人弘前大学人文社会科学部助教	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者
森 雄亮	弁護士	会長

（令和6年6月26日現在）